

# 平成 3 0 年度第 2 回

## 大阪府都市計画公聴会 記録

「北部大阪都市計画道路の変更」について

・大阪高槻京都線の一部区間の幅員の変更

- 1 と き 平成 31 年 2 月 14 日 (木)  
午後 2 時開会～午後 2 時 4 0 分閉会
- 2 と こ ろ 大阪府庁別館 7 階 都市計画室分室  
大阪市中央区大手前三丁目 2 番 1 2 号
- 3 対象市町村 茨木市
- 4 出席者  
(1) 公述人 2 名  
(2) 傍聴人 住民等、行政関係者  
(3) 議長 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 参事 水谷 経輔

大阪府都市整備部都市計画室

[開会]

**【司会 (石田総括)】**

お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年度第 2 回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開催に当たりまして、皆様に 7 点ほど御協力をお願いいたします。

まず 1 点目ですが、この建物は禁煙となっておりますので、おたばこは御遠慮ください。

2 点目、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してください。

3 点目、公述と傍聴の皆様は、開催中の撮影や録音は御遠慮ください。

4 点目、開催中の飲食は禁止とさせていただいておりますが、小まめに水分補給をしていただくことは構いませんので、適宜御対応ください。

5 点目、この部屋では 3 時になりますと庁内放送が流れます。大変御迷惑をおかけしますが、庁内放送の流れている間は、公述を中断していただくこととなりますことをあらかじめ御了承ください。

6 点目、やむを得ず途中退出をする場合は、お近くの係の者にお申しつけの上、他の方の公述に影響のない範囲で御退出ください。

最後に 7 点目、受付でお渡しした注意事項を御覧いただき、公聴会がスムーズに進行できるように、御協力をお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。

本日の進行につきましては、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷が議長として担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

**【議長 (水谷参事)】**

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明を続けさせていただきます。

まず、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについて御説明をさせていただきます。

公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成してまいりました。公聴会はこれら原案につきまして公述人の方から御意見をお伺いし、これを踏まえて、都市計画の案を作成するために、都市計画法第 16 条の規定に基づきまして開催するものでございます。本日は、公述申し出期間内にお申し出いただきました 2 名の方に御意見を述べていただきます。

次に、今後の手続きについて御説明いたします。

本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめます。

公述いただきました御意見を踏まえまして、再度、関係機関等との協議調整を行い、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。この案の縦覧は、同法により 2 週間行うことが定められており、縦覧期間中に、関係市と住民及び利害関係人の方々は、大阪府に対しまして、案についての意見書を提出することができます。

また、大阪府のホームページにおきまして、案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方もあわせて掲載いたします。

この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして、本日の公聴会の記録と公述意見に対する大阪府の考え方を資料として配付いたします。また、案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても、あわせて配付いたします。

この都市計画審議会の議事を経まして案が承認されれば、都市計画が正式に決定されることとなります。

続きまして、本日の公聴会の進行について御説明いたします。お手元の次第を御覧ください。

この後、今回公述の申し出をいただきました都市計画の原案の概要について御説明いたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。

公述は、先ほど受付でお渡しいたしました番号札の番号の順でお願いいたしますので、番号を呼ばれた方は、前方の演台までお越しいただきますようお願いいたします。

公述いただく内容につきましては、公述の申出のときに御提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。お申し出をいただきました都市計画の案に関係のない内容について、公述することができないことを念のため申し添えておきます。

公述いただく時間につきましては、既に御通知しておりますとおり、30 分以内とさせていただきます。必ずしも 30 分間公述していただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構でございます。なお、開始から 25 分経過いたしましたら、ベルを 1 回鳴らさせていただきます。開始から 30 分経過しましたらベルを 2 回鳴らさせていただきますので、速やかに公述を終了してください。公述終了後は、元のお席にお戻りください。

最後に、公述人の皆様、そのほか御来場の皆様をお願いいたします。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。また、公述できる方は、あらかじめお申し出をいただきました方のみとなっております。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為があった場合につきましては、大阪府都市計画公聴会規則第 12 条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございます。御注意をお願いいたします。

それでは、公述に先立ちまして、その対象となります都市計画の原案の概要につきまして、大阪府の担当者から説明いたします。

[都市計画の原案の概要説明]

**【説明者（原井補佐）】**

皆様、こんにちは。大阪府都市整備部都市計画室計画推進課都市施設計画グループ長の原井でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って御説明させていただきます。

北部大阪都市計画道路大阪高槻京都線の変更案について、概要を説明させていただきます。

大阪高槻京都線は、大阪と京都を結ぶ幹線道路であり、うち茨木市の畑田交差点から東の区間では国道 171 号と重複しています。

この区間の中で、特に西河原交差点では事故率が高く、追突や接触等の事故が多く発生していますが、右折レーンを設置することで、事故の減少と渋滞の緩和が期待できます。

今回、その西河原交差点の前後の区間において、右折レーンや中央帯ほかの設置に必要な幅員を確保するべく、都市計画を変更いたします。

以上が、簡単ではございますが、今回の都市計画変更案の概要でございます。

[公述人による公述 (北部大阪都市計画道路の変更)]

### 【議長 (水谷参事)】

それでは、ただいまから公述をお願いいたします。番号 1 番の方は、御準備ができておられれば前の演台へお願いいたします。準備よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

### 【公述人 A】 (1 番)

私は、茨木市東太田のローレルハイツ第 1 号棟管理組合の〇〇をしております A と申します。本日の公聴会に公述させていただきますことに感謝申し上げます。本日は、今回の事業計画について、ローレルハイツ茨木総持寺第 1 号棟、第 2 号棟の 1035 世帯を代表して意見を述べさせていただきます。

私たちは、171 号線西河原交差点のすぐ横の分譲マンションで 1、2 号棟合わせて 1035 世帯が暮らしています。

当該の交差点は右折レーンがなく、以前から車の渋滞や交通事故が多く発生している魔の交差点であります。今回の 171 号線右折レーンの設置を一日も早く進めてもらいますことを、最初に強くお願い申し上げます。

まず、今回の事業について、平成 13 年度に国が事業化に着手するも、用地買収が難航し、平成 21 年度に事業の一時休止が決定されたと聞いております。その後、平成 28 年 6 月に茨木市長名で、当該の西河原交差点改良事業協力要請文を受け、翌平成 29 年 1 月に、ローレルハイツ茨木総持寺第 1、第 2 号棟の共有地が対象となることを知り、基本的にはこの事業の趣旨を理解し、事業協力に向けた検討を進めたいと、2 つの要望事項を条件とする意思表示をいたしました。これは、別紙で添付としてお付けさせていただいております。

ここで、別紙の添付資料をもとに過去の経緯について少しお話をさせていただきます。

先ほど述べました平成 21 年度の事業計画の一時休止のあと、平成 24 年 8 月に近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府茨木土木事務所、茨木市建設部宛てに、西河原交差点の道路改良についての要望書を、太田地区、西河原地区、三島地区の三連合自治会の連名で

提出しております。

その内容の要旨は、1つ目としまして、国道171号線の西河原交差点の右折レーンの整備を、2つ目として、府道の右折レーンの整備と歩道の整備を、3つ目として、市道の歩道の整備を、4つ目として、信号機に矢印信号の設置を、以上の件について関係団体の連携で早期の安全対策と交通渋滞解消のため、整備を進めていただきたいというものでした。

その後、添付資料としてお渡ししている平成28年6月に、茨木市長からの西河原交差点改良事業協力要請文を受け、翌平成29年1月にローレルハイツ茨木総持寺第1、第2号棟の西河原交差点改良事業協力についての回答であります。ここで、その文章の内容を読み上げさせていただきたいと思えます。

まず、茨木市長から私どものローレルハイツに対する要請文でございます。読ませていただきます。原文のまま読ませていただきます。

茨道第668号、平成28年6月18日、ローレルハイツ茨木総持寺第1号棟管理組合〇〇、〇〇様、茨木市長福岡洋一、西河原交差点改良事業協力について（要請）。平素より道路行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、西河原交差点につきましては、交通量が多く、また右折車線がないことから、交通渋滞や事故が発生するなど、安全対策が望まれているところでもあります。また、平成30年春には、仮称JR総持寺駅の開業や東芝工場の跡地利用など、新たなまちづくりが進展しており、今後当交差点への交通負荷が更に増えることが考えられます。その中で、昨年、三島地区連合自治会より、国土交通省と茨木市に陳情書が提出され、早期に右折レーン整備等交差点の安全対策を求められております。国、市とも課題認識しておりますが、交差点改良を事業化するためには、沿道地権者様の事業に対する御理解と御協力が不可欠と考えていることから、貴組合に事業に対する御協力を要請するものです。何卒、事業に対する御理解を頂き、御協力を宜しくお願い申し上げます。

以上の要請文を受けています。これに対しまして、添付資料の後の方になりますが、私たちローレルハイツ茨木総持寺第1号棟管理組合、並びに第2号棟管理組合が協議しまして、同じ内容の文を個別に出させていただきます。その回答文を読み上げさせていただきます。

平成29年1月23日、茨木市長福岡洋一様、ローレルハイツ茨木総持寺第1号棟管理組合〇〇、〇〇、西河原交差点改良事業協力について（回答）。

平成28年6月18日付、茨道第668号で要請がありました西河原交差点改良事業協力については、事業趣旨を理解し、事業協力に向けた検討を進めていくことを考えておりますが、事業者において下記の件について検討くださいますようお願いいたします。

記。事業協力に向けた検討を進める上での要望。

①西河原交差点改良計画案の事業用地売却では、ローレルハイツの敷地は区分所有地であり、土地売買契約には共有者全員（1035名）の同意が必要となることから、同意を得るまでに多大な労力と時間を要することとなり、このままでは事業用地の売却は困難と考えております。当管理組合としましては、本件のような事案での合意割合の緩和措置を区分所有法等において検討（国の緩和措置として5分の4となる）としていただくことを要望いたします。

②としまして、事業用地売却は現時点でも既存不適格である中、マンションの一部敷地が買収されることで敷地面積が減少するため、容積率等規定の制限をより受けてしまい、当管理組合としましては、事業用地売却の是非についても慎重に対応する必要があると考えております。そのようなことから、事業用地売却だけでなく、提供する道路部分を管理手法で進めることも要望いたします。なお、管理手法の場合には、当管理組合には工事に要する支出が全くないこと、また提供する道路部分では、非課税措置がされることを要望いたします。

このような要請文を 1 号棟、2 号棟それぞれが要請に従って提出させていただいております。

本文に戻りますが、このような経過からもお分かりいただけたと思いますが、国の事業計画には協力して一日も早い西河原交差点の安全化を進めていきたいと考えていますが、事業用地の売却には現行法制化では 1 0 3 5 名の全員の合意は不可能と言わざるを得ません。また、私たちが要請している区分所有法の緩和措置の 5 分の 4 の法改正にも時間を要するならば、第 2 の提案としている提供する用地の部分を管理手法で進める。この選択肢がよりいろいろな課題の検討はあるものの、私たちローレルハイツ茨木総持寺第 1、第 2 号棟の合意形成をより早く実現できる近道だと考えています。事業者各位でも、この方式の検討をよろしく願います。

次に、1 7 1 号線は、大阪府と京都府を結ぶ主要幹線道路であり、中でも私たちの住まいのすぐ横の西河原交差点は、昨年開設された J R 総持寺駅や、今年 4 月には旧東芝跡地に追手門学院の開校が目前に迫り、約 1 日に 5 0 0 0 人が押し寄せてまいります。また、その後には計画している新しいまちづくりでは、高層マンションや戸建て住宅、商業エリア、医療福祉施設等が計画され、今まさに着々と工事が進められています。

これらの計画が完成すれば、私たちの住まいの周辺には、昼夜を問わず多くの人や車があふれ、私たちの居住空間まで侵入、侵食される恐怖さえ覚えます。交通渋滞や事故、騒音、排気ガス、環境問題等、このような事態が現実に目の前に押し迫っていますが、国や府、市の行政として事前に予測はできなかつたのでしょうか。取り組みが余りにも遅過ぎる。そして、周辺住民への具体的な説明が余りにもお粗末と言わざるを得ません。

昨年 1 2 月に、突然住民説明会が行われましたが、その内容は西河原交差点の交通事故減少と、交通渋滞の緩和に向け右折レーンの新設のため、交差点の一部区間の 2 1 5 メートルの幅員を変更し、交通の円滑化を図るというものでありました。その内容では、周辺の私有地への影響が発生することの説明はあったものの、事業化に際して具体的な私たちの私有地への影響の詳細は示されず、今後の測量や都市計画審議会等を経て決まるとのことでした。

私たちの土地がどれだけ対象となるのか。安全や環境、影響等の対策や補償はどうなるのでしょうか。私たちのマンションの区分所有者 1 0 3 5 名全員の合意を得るための説得材料としては、納得できるものではありませんでした。これからそれらの事柄を進めていくのだろうが、それでは最初に着手して 1 7 年間という年月、何をしていたのかと言わざるを得ません。

次に、今回の交差点幅員の変更については、現行 1 6 メートルから 2 4 メートルから 2 5 メートル、変更延長長さが 2 1 5 メートルの変更計画が説明されましたが、2 年前の幅

員計画では、現行 16 メートルから 19.25 メートルから 22.75 メートルであり、2.25 メートルの幅員が拡大されています。この詳細を見ると、大きな変化が見られるのは中央帯の設置 1 メートル、植樹帯の設置 1 メートル、そして、自転車通行空間 1.5 メートルの新設が盛り込まれています。説明会の席で質問をいたしました。答えは道路構造令に定められている基準に照らし改良を進めるものであり、取り除くことができないとの返答でありました。

念のため、道路構造令の確認をしてみました。この法令の趣旨は基準に従って新設と改築が継続されることにより、将来的に統一された道路構造ネットワークが形成されるという考え方に基づいているとあり、この考え方は理解できるものの、また一方では、一般的技術的基準を定めた法令で、多くの柔軟規定が盛り込まれ、道路管理者の裁量と責任において地域の実情に応じた幅広い運用が可能な規範性と柔軟性を併せ持った制度となっているとなっております。以上のような趣旨から考えると、171 号線の近隣で 2～3 年の間に改良された交差点で上記に挙げた中央帯、植樹帯、自転車通行空間が設置されているところがあるのでしょうか。171 号線の現状から全線が将来的に統一された道路構造になるのでしょうか。甚だ疑問を持たざるを得ません。

このうち、中央帯、植樹帯の 2 項目が除かれることができますと、片側 2 メートル程度幅員は減らせます。この配慮が採用いただけることで、私たちのマンションの共有地であり、住民の大切な憩いの場である公園が少しでも多く残されることを心から願っております。

そして、もう 1 点の問題は、西河原交差点を取り巻く周辺の道路の問題があります。171 号線を中心として JR 総持寺駅から市道総持寺駅前線の拡幅工事計画は現在進められていますが、新しいまちづくりが進められている主要道路となる都市計画道路太田線周辺の道路は、今回の改良計画には挙げられていないと聞いていますが、新しいまちが完成すると、大勢の人や車が押し寄せてくるのは火を見るよりも明らかな現実です。まして、旧東芝跡地にできる新しいまちを取り巻く周辺の道路は一方通行の道が多く、新しいまちに入った車は行き場を失い、大渋滞を招くこととなります。

この事態について行政の対応は、新しいまちが完成後状況を見て考えるとのこと。行政の考え方はむしろ逆ではないでしょうか。新しいまちづくりの計画の前にしっかりとした道路計画を考えるべきではないでしょうか。今からでも再考すべき重大な問題だと思いますが、どうでしょうか。

最後になりますが、国土交通省、大阪府、茨木市の担当者の皆様方には、今回の事業計画に大変な労力を払っていただいていることは大変感謝いたしております。さらに、今後の事業計画の推進においても、行政と私たち地域住民との間でいろいろな課題についてきめ細かく地域に寄り添った話し合いを行っていただくことが大切だと考えています。

一日も早い実現に向けて、さらに努力いただきますことを重ねてお願い申し上げまして、私の公述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

### 【議長（水谷参事）】

ありがとうございました。それでは、お席にお戻りください。

それでは、引き続きまして、番号 2 番の方、お願いいたしたいと思っておりますので、前の演

台の方へお越しく下さい。

### 【公述人 B】(2 番)

私は、B と申し上げます。よろしくお願ひいたします。

本日は、昨年 2018 年 12 月 7 日、13 日に国土交通省近畿地方整備局及び茨木市都市整備部が当社に来社されての説明と、13 日に国土交通省近畿地方整備局、大阪府都市整備部並びに茨木市都市整備部主催の大阪高槻京都線都市計画道路変更(国道 171 号線西河原交差点拡張工事計画)の説明会にて、概要等の説明を受けましたが、西河原交差点周辺立地企業としての利害関係者として意見・要望を申し出させていただきます。

さて、今回説明を受けました当該交差点の拡張工事は、交差点に右折レーンがないことにより交通渋滞が頻発し、伴って交通事故が多発しており、交通事故の減少と交通渋滞の緩和を目的に右折レーンを設置するため、国道 171 号線の一部区間の幅員を変更し、交通の円滑化を図ることは理解しております。しかし、今回の計画変更は、2016 年、平成 28 年 5 月 31 日に茨木市都市整備部及び建設部が初めて来社され、その際に当該交差点の拡張計画を伺った内容よりも道路幅が大幅に広がり、当社の土地接収面積も拡張される模様でございます。

ここで、現在までの茨木市からの説明経緯を申し上げます。2016 年 5 月 31 日に、茨木市都市整備部及び建設部が来社され、その際の説明内容は次のとおりでございます。

1 つ。国道北側に該当する当社側を基点として、南側より北側を先行して拡張を設計する考えである。

2 つ目。交差点より西に約 30 メートル付近から拡張を計画している。国道の道路幅員は、19.25 メートルである。

3 つ目。当社国道手前にある用水路の暗渠化及び当社用地幅員 4、50 センチを確保し、国道歩道に充当する。当社確保土地面積は約 30 平米である。その説明の際には、土地面積が記載された関連資料の提示がありました。

また、茨木市側より、西河原交差点改良事業協力について(要請)書面が提出され、意見等があれば茨木市長宛てに提出すればよいとの話があり、当社からは茨木市長宛てに同年 12 月 26 日付で西河原交差点改良事業協力について(回答)と題して、茨木市に提出いたしました。主な内容は次のとおりでございます。

1 つ。当社土地の拡張用地利用については、等価交換として隣接地の提供をお願いする。

2 つ目。車道が当社側に寄ってくることにより、騒音・振動対策及びフェンス・植木等の工作物の補修。

3 つ目。国道側用水路が暗渠化となり通行が可能となることから、侵入防止の防犯強化等の保障等でありました。

以降、茨木市からは何の返答もありませんでしたが、回答書を提出後約 1 年後の 2017 年 12 月 22 日に茨木市建設部が来社され、次の説明がなされました。

最近、南側事業者と話ができる状況になってきている。国側の考えとしては、当初計画の北側先行工事では費用がかさむため、同時に中央から拡張工事を行う。昨今、歩道の歩行者の通行量を調査したところ、当初歩道幅を 3.5 メートル想定していたが、2.5 メートルで十分であることが判明した。よって、国道の当社側水路の暗渠化及び歩道幅を調



整すれば、当社の土地を接收せず右折レーンを設けることが可能であるとの内容でございました。

以降、何の説明もありませんでしたが、約 1 年後の昨年 2018 年 12 月 7 日、13 日に国土交通省近畿地方整備局及び茨木市都市整備部が当社に来社されて、現計画の説明がなされました。

当社に関する内容は次のとおりであります。

1 つ。右折レーン新設のため、当社守衛室東側より道路を拡張する。現行、国道道路幅 16 メートルを 24 メートルに拡張し、片側 4 メートルを拡張する。なお、交差点付近の道路幅は 25 メートルに拡張する。

2 つ目。当社土地の接收が発生する。ただし、当社土地の接收幅の具体的な提示はなく、2016 年 5 月茨木市説明の当社用地幅員 4、50 センチより相当な拡張を想定している模様でございました。

そして 3 つ目。今後のスケジュールとして、本日の公聴会、また 5 月ごろに縦覧、意見書提出、8 月ごろに大阪府都市計画審議会、都市計画決定告示と決定している。

以上が、主要な説明内容であり、具体的な土地接收の幅員面積の提示がない中で、配布された説明資料から推測すると、当社土地は守衛室より東側約 6、70 メートル、幅員が 3、4 メートルの接收になり、面積は 180 から 280 平米になる模様であります。

以上が、現在までの経緯であります。なお、先日の 2017 年 12 月 22 日の説明内容で、当社土地不要の件につきましては、1 年後の昨年 12 月 10 日に茨木市都市整備部より電話で当社土地不要の話はしていないとの連絡がありました。2017 年 12 月 22 日に、茨木市建設部が来社された内容は当社複数人が聞いてます。現在となつては真偽はわかりませんが、当社土地の接收が必要ならば 2017 年 12 月 22 日にわざわざ茨木市建設部が来社されて説明する必要はなく、現在では不信感が募っているだけであります。

昨年 12 月の西河原交差点拡張工事の計画説明は、余りにも唐突であり、当社における土地接收面積も相当拡張されているように推察されます。当社が危惧することは、当該工事により緑地面積の減少及び車道が事務所棟にかなり近づくことになり騒音、振動、排気ガスによる従業員の就業環境の悪化、並びに健康上の問題、及び防犯、社内通行道路の確保などの課題が発生すると考えます。従いまして、当社としましては、土地の提供には応じられません。

なお、新計画は前回提示より自転車通行空間及び植樹帯の設置などにより、道路幅が大幅に拡張されております。一方、西河原交差点より東の富田方面の国道 171 号線交差点には、計画道路より狭い幅員で右折レーンを確保している箇所があります。従いまして、道路拡張計画の再考、及び交差点周辺の利害関係者に丁寧な説明、並びに対応を行っていただきたいと存じます。

以上、公述申し出を終了させていただきます。

[閉会]

#### 【議長（水谷参事）】

ありがとうございました。それでは、お席の方をお願いいたします。

以上で、お申し出をいただきました方々の公述は全て終了いたしました。本日は、お忙しいところ貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

**【司会(石田総括)】**

それでは、これもちまして、平成30年度第2回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。本日は公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。